

婦人と親族法 (承前)

太田英隆

第二款 戸主権の失格に因る消滅

第一項 隠居

隠居とは、皆さん御承知の通り、子に世を渡して自分は戸主の地位を脱退することでありまして、これも戸主喪失原因の一であります、この隠居制度なるものは、上古には無つたのでせうが、中古佛教の傳來と共に輸入したやうに思はれます、歴史を見ますと、食老俗或は棄老俗など云ふ悪風が行はれてゐたことがあります。之れ等を少し研究して見ますと、面白いやうでありますが、こゝには左程必要でありませぬから述べませぬ。

第一段 隠居の要件

隠居をなすには、左の五個の件を備ふることが必

要としてあります。

第一 満六十歳以上なること、

第二 完全な能力を有する家督相續の現在すること、

と、相續をする者が馬鹿とすれば、その家の榮枯に係はりますので、相續人が、未成年者、禁治産者、準禁治産者、又は妻のやうな、法律上完全な能力のないものは、獨立に家政を執ることが出来ないから、後續は出来ませぬ。

第三 其家督相續人が相續の單純承認を爲したること、

こゝに單純承認と云ひますのは、相續する人が、一切の權利義務を無條件で繼承することを示すので、前の戸主が、借金をしてゐるから、私は相續しても借金の後仕

第四

本人の任意に出づること、
 その隠居が、隠居する人の任意でなく、家族が無理にさせた押込隠居は、之を取消す請求することが出来ます。隠居は、他人の干渉を入れませんから、無能力者が隠居するときでも、法定代理人の同意を要せないので、獨立で決定することが出来ます。

第五

戸籍吏に届出づること、
 隠居するには、戸籍吏に届出でなければ

効力はありません。其届出の方法等は、戸籍法に規定してありまして、隠居する人及び家督相續人から之れをなすことになつてゐます。

右述べましたのは、普通隠居の場合を云つたので、之れから特別隠居の場合を述べます。

第一

戸主は、年齢などは若くても、己むを得ない場合即ち、疾病とか本家相續とか又は本家の再興とか云ふ時には、裁判所の許可を得て隠居することが出来ます。

第二

戸主が婚姻によつて他に行かんとするとき例へば、女戸主が入夫を得る望なく、他家に入つて夫を求めんとするが如き、或は、男戸主が求む女が他の戸主であるから、自ら其家に入るの必要ある場合の如きは、裁

判所の許可を得て隠居することが出来ませぬ。

第三 女戸主は年齢に拘はらず、隠居することが

出来ませぬ。併し、配偶者のある場合は、夫

に服従するの結果、其同意を経ねばなりませぬ。

この外、隠居の効力、無効及取消の規定がありませぬが、之れ等は御婦人方には、直接必要も無さうです

から消略します、若し御入要の節は、民法

第九百八十八條、第七百五十七條、第七百六十一

條、第七百五十八條、第七百五十九條、第二百

一 條、第七百六十條等を見なさればすぐ分ります。

さうして此等の條文は、素人が見てもよく解され

ますよ。

第二項 廢家

第二項 廢家

家を廢することが出来ると云へば、家族制度に反するので、一寸變に聞へますが、新に一家を創立した者は、之れを廢したからとて、祖先を祭るに差支はありませぬから、之れを許しても家族制度の本旨に悖りはしませぬ。それで我民法は、新に一家を立てたもの、其他正當の事由あるものは廢家することを許してあります。

第三項、女戸主の入夫婚姻及び

入夫離婚。

女戸主が婿を取つたときに、其婿を戸主にすることははいやだと云ふことを明示せぬ限りは、當然女は戸主權を失つて、入夫が戸主となるのであります。

入夫は、女戸主と婚姻したから戸主權を取得したとすれば、其原因である婚姻が解消すれば、縁

切となるのですから、従つて戸主権も無くなる譯
であります。こゝに一寸疑問となることがあつて、
世の中によくある例です。そは、右の場合にをき
まして、入婿が出てしまへば、前戸主であつた女
が戸主となることは明であります、若し其際子
供があつたとすればどうでせう。この時も女が戸
主になると云ふやうな人もありますが、それは大
間違で、その子供が相續規定によつて、戸主とな
るのであります。

第四項 戸主が婚姻又は養子縁組の

取消に因り其家を去りたる

とき、

婚姻又は養子縁組によつて他家に入つたもの
が、何かの事情で其家を去らねばならぬ時は、そ
の家を去ると共に、戸主権は消失するとは見安

とであります。が、こゝに一つ入り組んだ場合が
起つて参ります。婿養子縁組に因りまして、家の
娘と婚姻して其家を相續し戸主となつた時に、夫
婦の縁を切つたとしたなら戸主権は有るものでせ
うか。考へて見ますに、この時は單に夫婦別れを
した迄で、未だ養子縁組は其儘であります。すれ
ば、この婿は依然として其家の養子としてゐるの
ですから、戸主権も其儘存在するものであります。
之れで第二章は終りましたから、次ぎには第三
章を述べます。

貞一の日記(承前) 明治卅六年(五月生男兒)

そのの母

五月廿日 牛乳をモーテツチ、ドーズ、オシツコ

ナイノと問へば、ナイノなどいひならふ